大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　大阪府は、大阪府内への観光客のさらなる呼び込みを図ることを目的に、予算の定めるところにより、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象となる者は、大阪府内で第３条に掲げる事業を実施するものであって、法人格を有するものとする。ただし、規則第２条第２号のイからハまでのいずれかに該当する者を除く。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、主にインバウンドの観光客が大阪の夜の魅力を体験することができる事業（以下「ナイトカルチャー事業」という。）で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、事業の開始時間が18時以降のものに限る。

（１）音楽、演劇、古典芸能、ノンバーバルパフォーマンスなどの舞台芸術事業

（２）和楽器、舞踊、伝統衣装、芸道、工芸等の日本・大阪の文化を体験できる事業

（３）アニメ・漫画をはじめとするポップカルチャー等の集客イベント事業

（４）その他大阪の魅力を体験できる事業

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は、前条に規定する補助事業の実施に要する経費のうち、出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、印刷費、謝金等・宣伝費、通訳・字幕等のインバウンドの観光客への対応に係る経費及びその他知事が事業の実施に必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。但し、消費税及び地方消費税の額は補助対象経費から除く。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内とし、大阪府の予算の範囲内において交付するものとする。ただし、補助金の額の上限は、15,000,000円とする。

２　補助事業の実施により収益が生じた場合には、知事は補助金の額の一部を減額することができる。

３　第１項及び第２項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（事業計画書の提出）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業計画書（様式第１号）を知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

（事業審査等）

第７条　事業の審査は、事業の実現性、継続性及び新規性並びに事業実施の効果等を踏まえ、知事が行うものとする。

２　知事は、補助金を交付するのが適当であると認める事業者に対し、その額を内定し、通知する。

（補助金の交付の申請）

第８条　前条第２項の規定による内定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付申請書（様式第２－１号）並びに要件確認申立書（様式第２－２号）及び暴力団等審査情報（様式第２－３号）を知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第９条　知事は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助額を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の内容等の変更承認申請等）

第10条　規則第６条第１項第１号及び第２号の変更の承認申請（次条に定める軽微な変更に該当する場合は除く。）にあっては、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金経費配分（内容）変更承認申請書（様式第３号）を、同項第３号の中止又は廃止の承認申請にあっては、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業中止（廃止）承認申請書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

（軽微な変更及び補助金の交付の条件等）

第11条　規則第６条第１項第１号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内での経費の変更とする。

２　規則第６条第１項第２号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内での経費の変更で、かつ当初の事業内容との同一性が認められる範囲内の内容の変更とする。

３　規則第６条第２項の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１） 補助金は第４条に規定する経費に充当しなければならない。

（２） 補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに、補助事業を完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（３） 補助事業の執行状況に関して、調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第12条　補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第７条の規定より通知を受けた日から起算して10日以内に、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付申請取下承認申請書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請の取下げ承認があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第13条　規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了した翌日から起算して30日以内に、補助事業の完了日が年度末の場合にあっては翌年度の４月20日までに、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業実績報告書（様式第６号）を、知事に提出することにより行わなければならない。

（検査等）

第14条　知事は、規則第12条及び前条第１項の規定による実績報告を受けたときは、その内容に関する審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか確認するものとする。

（補助金の交付）

第15条　知事は、規則第13条の規定による補助金額の確定後、当該補助金を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第５条第１項の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

２　 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金交付請求書（様式第７号）を、知事が指定する日までに提出しなければならない。

３　 第１項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、概算払請求書（様式第８号）を知事が指定する日までに提出しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第16条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

２　規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間以前に当該財産を処分しようとするときは、大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金に係る財産処分承認申請書（様式第９号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

３　規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、次のとおりとする。

（１）取得価格が１件（品）につき10万円以上のもの。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 品名 | 期間 |
| 機械器具類 | 光学器具類 | モニター、スクリーン、プロジェクター等 | ５年 |
| 雑品類 | 雑品類 | 看板、案内版 | ３年 |

　ただし、上記に記載のないものについては、５年とする。

（２）取得価格が１件（品）につき、10万円未満のものは３年とする。

４　知事は、第２項の規定により承認する場合において、補助金交付の目的を勘案し、補助事業者に対し、処分制限のかかる財産を処分した時点での残存価額から財産処分制限期間が経過した時点での残存価額を差し引いた金額の全部又は一部を、府に納付させることがある。

５　取得財産等を処分することにより、前項の金額を超えて収入があり又はあると見込まれるときは、知事はその収入の全部又は一部を、府に納付させることがある。ただし、補助事業者に交付された補助金の額を限度とする。

（その他）

第17条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附　則

　この要綱は平成29年８月24日から施行する。

附　則

　この要綱は平成31年４月１日から施行する。